

令和８年度 都市構造再編集中支援事業 下諏訪駅改良工事設計業務
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、令和８年度 都市構造再編集中支援事業 下諏訪駅改良工事設計業務に係る契約の相手方となる事業者の選定に当たり、公募型プロポーザルの実施方法等必要な事項を定める。

2 業務概要

(1) 業務名称

令和８年度 都市構造再編集中支援事業 下諏訪駅改良工事設計業務

(2) 業務内容

令和８年度 都市構造再編集中支援事業 下諏訪駅改良工事設計業務仕様書のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和９年３月８日まで

3 提案限度額

４，９５０，０００円(消費税及び地方消費税額を含む)を上限とする。

ただし、この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

4 実施形式

公募型プロポーザル方式

5 日程

以下のとおりとする。なお、書類等は土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く、受付時間内に提出する。※受付時間：午前９時から午後４時３０分

(1) 公告

令和８年９月２８日(月)から令和８年１０月１３日(火)まで

(2) 現地見学会

令和８年１０月５日(月) 午後１時から

(3) 質疑提出期限

令和８年１０月６日(火)

(4) 質疑回答

令和8年10月8日(木)町ホームページにて回答(予定)

(5) 参加申込期間

令和8年9月28日(月)から令和8年10月13日(火)まで

(6) 参加資格審査の結果通知

令和8年10月19日(月)(予定)

(7) 企画提案書等提出期限

令和8年10月30日(金)まで

(8) 企画提案(プレゼンテーション及びヒアリング)

令和8年11月10日(火)(予定)

(9) 審査結果通知

令和8年11月13日(金)(予定)

6 参加資格

- (1) 企画提案(プレゼンテーション及びヒアリング)の実施日時時点で下諏訪町入札参加資格者名簿(建設コンサルタント等業務)の「建築」に登録されていること。
- (2) 下諏訪町建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成19年下諏訪町要領第1号)による指名停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 管理技術者として、建築士法第2条第2項に規定する一級建築士を配置できること。
- (6) その他、法令等に違反していないこと又は違反するおそれがないこと。

7 質疑応答

質疑がある場合は、次の手順により提出すること。

- (1) 提出方法 質問書(様式第1号)に質問事項を記載し、電子メールで提出すること。なお、電子メールの送信にあたっては、件名を「下諏訪駅改良工事設計業務に関する質問」とし、電話等で送信した旨を伝えること。
- (2) 提出期限 令和8年10月6日(火)午後4時30分まで
- (3) 提出先 下諏訪町総合政策課地域戦略係

電子メール：chiiki@town.shimosuwa.lg.jp

電話番号：０２６６－２７－１１１１（内線２５６）

(4) 回答方法 令和８年１０月８日(木)(予定)

質問者名等を伏せた形で町のホームページにより公表する。

(5) そ の 他 提出期限を過ぎたもの又は指定した方法以外での質問は受けない。

8 参加申込手続

(1) 提出書類

ア 参加申込書(様式第２号)

アー１ 概ね５年以内の主な設計業務受託実績がわかる資料

アー２ 管理技術者(一級建築士)として業務に従事する予定の者を確認できる資料

アー３ (下諏訪町入札参加資格者名簿登録見込みの者)登録にかかる申請が確認できる資料

イ 事業者概要(様式第３号)

ウ 誓約書(様式第４号)

(2) 提出部数 各１部

(3) 提出方法 持参又は郵送(書留郵便、期限必着)で提出すること。

(4) 提出期限 令和８年１０月１３日(火)

土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く、午前９時から午後４時３０分まで

(5) 提出先 〒３９３－８５０１

長野県諏訪郡下諏訪町４６１３番地８ 庁舎２階

下諏訪町総合政策課地域戦略係

9 参加資格の審査・審査結果の通知

この実施要領に定める資格基準に基づき審査し、当該審査結果を書面により通知する。

なお、参加資格に満たないと判断された事業者は、当該通知を受けた翌日から起算して７日以内にその理由の説明を求めることができるものとする。

10 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類(全て任意様式)・必要部数

ア 企画提案書 ……正本１部、副本８部

- ・企画提案書の表紙(様式第5号)には、提案者名(企業名、代表者名等)を記載すること。副本の表紙(様式第5号の1)には、提案者名及び提案者が特定できる記載はしないこと。
- ・企画提案書には、提案者名及び提案者が特定できない表現を用いること。
- ・別紙仕様書をもとに、必要な事項を具体的に記載すること。また、提案書には、下記の内容を記載すること。

- ① 基本方針(業務実施に向けた基本的な考え方)
- ② 駅全体の配置計画(図面、パース等含む)
- ③ 駅利用者の動線・駅全体のゾーニング計画
- ④ 駅を基点とした町内の回遊性を向上させる仕組みづくり(ソフト事業)計画
- ⑤ 業務スケジュール
- ⑥ 改良工事計画(工事費(根拠資料等含む)、スケジュール等)
- ⑦ 業務の取り組み方(設計業務の具体的な取り組み方)
- ⑧ 業務実施体制

※その他PR及び独自提案がある場合は、添付可能とする。

イ 本業務の参考見積書……1部

見積金額(消費税及び地方消費税額を含む)及び内訳金額を記載すること。

ウ ア及びイの電子データを格納したCD-RW又はDVD-RW ……1枚

(2) 作成上の留意点

ア 提出書類はA4版(図面等、提案内容により片面A3版の折込可)とし、表紙、目次を除き下段余白にページ番号を付けて両面印刷とすること。書類の色はカラー、白黒を問わない。

イ 縦型の場合は左綴じ、横型の場合は上綴じとすること。

(3) 提出方法 持参又は郵送(書留郵便、期限必着)により提出すること。

(4) 提出期間 令和8年10月30日(金)まで

土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く、午前9時から午後4時30分まで

(5) 提出先 〒393-8501

長野県諏訪郡下諏訪町4613番地8 庁舎2階

下諏訪町総合政策課地域戦略係

1.1 審査方法

(1) 参加資格要件を満たす者の中から、提出された企画提案書等について書類審査、プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、プロポーザル審査委員会が審査する。

(2) 審査項目

- ア 基本方針(業務実施に向けた基本的な考え方)
- イ 駅全体の配置計画
- ウ 駅利用者の動線・ゾーニング計画
- エ 改良工事計画(スケジュール、安全管理等)
- オ 駅を基点とした町内の回遊性を向上させる仕組みづくり(ソフト事業)計画
- カ 下諏訪駅改良工事にかかる費用

なお、上記項目の配点構成及び審査項目ごとの配点は非公開とする。町が定める下限の点数に満たない場合には、契約交渉候補者と認めないものとする。

1 2 審査結果

審査結果は、審査を受けたもの全員に対し、書面により通知する。

1 3 その他

(1) 提出書類の取扱いについて

- ア 提出された書類は返却しない。
- イ 提出後の差替え及び加除修正は認めない。
- ウ 企画提案書の提出は1者につき1案とする。
- エ 書類の記載内容を正確に把握するため、追加資料の提出を求める場合がある。
- オ 提案書類等の著作権は、応募者に帰属する。ただし、町が採用する提出者の提出書類は町の業務上必要な場合、無償で利用できるものとする。

(2) 失格事項について

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- ア 参加資格要件を満たしていない場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 実施要領等で示された方法等によらない書類の提出があった場合
- エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- オ プレゼンテーション又はヒアリングを欠席した場合
- カ 参考見積書の金額が、あらかじめ示された提案限度額を超過した場合

(3) 参加辞退について

参加表明後の辞退については、参加辞退届(任意様式)を提出すること。

(4) 必要経費について

提出書類の作成及び提出やプレゼンテーション参加に係る費用など、必要な経費は全て提出者の負担とする。なお、やむを得ず本プロポーザルによる事業者の選定が中止等になった場合でも、全て提出者が負担すること。

(5) 情報公開及び提供について

提出された企画提案書については、下諏訪町情報公開条例(平成16年下諏訪町条例第1号)の規定による請求があった場合、第三者に開示することがある。

ただし、提出者が事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合があるので、この情報に該当する情報がある場合は、あらかじめ文書により申し入れること。

なお、本プロポーザルに係る事業者の選定前において、決定に影響を及ぼすおそれのある情報については、決定後の開示とする。

(6) 言語及び通貨単位について

手続において使用する言語及び通貨単位については、日本語及び日本円とする。

1 4 問合せ先

下諏訪町総合政策課地域戦略係 担当 古田、安藤

〒393-8501

長野県諏訪郡下諏訪町4613番地8 庁舎2階

電 話 0266-27-1111(内線256)

F A X 0266-28-1070

電子メール chiiki@town.shimosuwa.lg.jp